

# FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

相続開始と遺言書の有無の確認

令和2年 6月号

相 続が開始されると、様々な相続手続きを期限内に行う必要がありますが、相続手続きは、遺言書の有無によって大きく異なります。遺産分割協議が整った後に遺言書が発見されると、分割協議そのものが無効となってしまう恐れがありますので、



まず最初に遺言書の有無を確認しておかなければなりません。●「公正証書遺言」の有無は、データベース化されていますので、全国どこの公証役場でも調べることができます。但し、閲覧・謄本請求は、その遺言を作成した公証役場に対して申請しなければなりません(検索は無料ですが、閲覧 200 円・謄本は 1 枚あたり 250 円)。  
● 相続開始後、「自筆証書遺言」を発見した相続人、又は保管していた者は、遺言者の最後の住所地の家庭裁判所に、必要書類(遺言者の出生から死亡までの全て、及び相続人全員の戸籍謄本等)を添付して「検認」の請求を行う必要があります。検認とは、相続人全員に遺言の存在とその内容を知らせ、「偽造・変造を防止」するための手続きで、遺言の有効・無効を判断する手続きではありません。申立後、相続人全員に、検認期日の通知が来ますが、出席は任意で、全員がそろわなくても検認手続きは行われます。検認終了後は各相続手続き時に添付が必要な「**検認済証明書**」の申請を必ず行うようにします。● いよいよ本年 7 月 10 日から、自筆証書を法務局で保管してくれて、

且つ検認手続きが不要となる「**自筆証書遺言保管制度**」が始まります。発表された具体的な保管申請手続きの流れは、法務省の HP によると、まず自筆証書遺言を作成する時は、用紙は A4 サイズ・余白を上下左右 5~20 mm 空けること・日付署名押印があること等の形式の注意事項がありますが、内容についての審査はありません。保管の申請ができる法務局は、遺言者の住所地・本籍地・所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局です。大阪法務局管内では、本局及び堺・岸和田・北大阪・富田林・東大阪各支局が遺言書保管所となりました。保管の申請は、予約の上、本人が、①遺言書(ホッチキスで閉じないで)、②申請書、③住民票(本籍地記載)、④身分証明書、⑤手数料印紙 3,900 円を持参して行きます。  
● 手続きが終了すると、保管番号等が記載された「**保管証**」が発行され、後日の手続きに利用することになります。そして、必要に応じて、遺言者は法務局で保管されている自分の遺言書の内容を閲覧したり、保管の申請を撤回することによって、遺言書の返還を受けることができます。又、遺言者は、氏名・住所等に変更が生じたときは届け出る必要があります。  
● 遺言者が亡くなると、相続人等は「**遺言書保管事実証明書**」の交付を請求して、遺言書の有無を確認できます。そして、相続人等は、モニターによる遺言書の画像の閲覧、又は原本の閲覧を請求することができます(相続人等が遺言書の閲覧をすると、それ以外の相続人に対して遺言書を保管している旨の通知がされます)。そして、遺言書の内容を証明する「**遺言書情報証明書**」の交付を請求(全国どこの保管所でも可です)し、登記や各種相続手続きに検認の手続きを経ることなく利用できることとなります。